

随意契約の理由書一覧 令和7年1月分

契約日	件名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
1月9日	大田文化の森集会室棟昇降機設備 改修工事(I期)	133,760,000	ダイコー株式会社	令和8年3月13日	2号
1月15日 (◎)	大田区立矢口西小学校校舎改築そ の他機械設備工事	1,211,760,000	松井建設株式会社 東 京支店	令和11年7月31日	8号
10月15日	いずも保育園調理室排気ファン改 修工事	6,990,720	東京熱学株式会社	令和7年2月28日	5号
11月19日	洗足池小学校普通教室改修その他 機械設備工事(学級増分)	4,708,660	東京熱学株式会社	令和7年3月14日	5号
11月5日	館山さざなみ学校防球フェンス補修 工事	5,515,400	渡辺建設株式会社	令和7年1月31日	5号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

◎の案件については大田区議会の議決に付すべき契約、財産または公の施設に関する条例第二条により  
仮契約とし、区議会の同意を得たときに本契約が成立するものとする。